

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号		
手続名	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者の許可取消し	根拠条項	第 1 4 条の 3 の 2 第 1 4 条の 6		
処分基準	<p>1 処分の基準</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 3 の 2 及び第 1 4 条の 6</p> <p>(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について」（平成 23 年 3 月 15 日環廃境産発第 110310002 号通知）</p> <p>2 処分の加重・軽減</p> <p>「産業廃棄物処理業等に係る不利益処分取扱要領」第 4、第 5</p>				
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 循環型社会推進課	交付機関 循環型社会推進課	目次 No.	5